三重県公立小中学校教頭会会則

第１章　　総　　　　則

第１条　本会は三重県公立小中学校教頭会と称する。

第２条　本会の事務局を津市桜橋二丁目１４２三重県教育文化会館におく。

第３条　本会は教頭職の立場から、学校管理運営について研修し、その識見を高め、学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の福祉を増進することを目的とする。

第４条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

１．学校管理運営についての研究

２．教頭職の在り方と福祉増進についての研究

３．研修会、見学研修等の開催

４．会員の連絡及び情報交換、親睦

５．その他目的達成に必要な事項

第２章　　組　　　　織

第５条　本会は三重県内各郡市公立小中学校教頭会をもって組織する。

第６条　本会は次の役員をおく。

１．会　長　　　　１名

２．副会長　　　　３名

３．書　記　　　　２名

４．会　計　　　　２名

以上を本部役員という。

５．理　事　　　　２０名程度

６．地区協議会長　６名

７．顧問会　　　　若干名

第７条　役員の任務は次のとおりにする。

１．会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２．副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

３．書記は、議事録を作成し、諸会合の通知を発送する。

４．会計は、一切の収支ならびに、その出納にあたる。

５．理事は、各単位教頭会を代表し、会務を審議する。理事のうち６名は、地区協議会長を兼務する。

６．地区協議会長は、各地区内の連絡調整にあたる。

第８条　役員の選出は次の通りとする。

１．本部役員は、理事会において会員の中から選出し、総会の承認を得る。

２. 理事は、各単位教頭会に於いて１名を選出する。但し、事情により多少増減することができる。

第９条　役員の任期は、１年とし再任を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする

第３章　機　　関（会議）

第10条　本会には次の機関をおき、会長がこれを招集する。

１．総会　2. 理事会　３．本部役員会　４．専門部会

第11条　総会は最高の決議機関で、定期総会は年１回開催する。

但し、理事会が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

第12条　総会に付議することは次の通りである。

１．会務及び決算報告、事業ならびに予算の審議承認

２．本部役員ならびに会計監査の承認

３．会則の変更

４．その他重要事項の審議

第13条　総会の議事は、出席会員の過半数によって決める。

第14条　理事会は、本部役員と理事をもって構成し、次のことを行う。

１．総会からの委任事項

２．本部役員、会計監査の選出

３．総会に提出する議案の審議

４．その他重要な事項の審議

第15条　本部役員会は、本部役員をもって構成し、次のことを行う。

１．事業の計画と執行

２．理事会に提出する議案の作成

３．その他の事務の処理

第16条　専門部会は、本部役員と理事の中から委嘱された部員をもって構成し、事業の計画と執行にあたる。

第17条　本会に理事会の承認を得て顧問をおくことができる。

第18条　本会に事務局をおく。事務局規定については別に定める。

第４章　会　　計

第19条　本会の経費は、負担金またはその他の収入をもってあてる。

第20条　本会の負担金は総会で決定する。

負担金は研修費、活動費とする。

第21条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる

第５章　　会計監査

第22条　会計監査は、理事会において会員中から３名を選出し、総会の承認を得る。

第23条　会計監査は、会計のすべてにわたり監査して総会において報告する。

第24条　会計監査の任期は、役員に準ずる。

第６章　　付　　　則

第25条　本会の運営上の必要な細則は、理事会で別に決める。

第26条　本会則は、昭和４４年５月１６日から施行する。

一部改正　　昭和５３年５月１２日
一部改正　　昭和５４年５月１５日
一部改正　　昭和５５年５月　６日
一部改正　　平成　２年５月１１日
一部改正　　平成１２年４月　１日
一部改正　　平成１９年５月１１日

運営資金取扱規定

第１条　三重県公立小中学校教頭会(以下[本会]と称する)の運営資金(以下[資金]と称する)の取扱は、この規定の定める通りとする。

第２条　この資金は、本会の目的を達成するのに必要な基盤を強固にし、事業の有効な完遂を図ることをもって目的とする。

第３条　この資金は、特別会計とし、本会会長が管理し、その執行は理事会・役員会の提案または勧告による。この資金の使途は、次の各号に定めるものに限る。

- 本会の目的達成に必要な緊急要請活動に関する経費
- 本会の目的達成に必要な研修・福祉および厚生等に関する経費
- 本会の一般会計における一時立替に要する経費
- その他理事会・総会で決定した経費

第４条　この資金の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第５条　この資金は、本会会則第２０条に定める会計監査を受けて総会において報告する。

第６条　この規定は平成１４年４月１日より施行する。

一部改正　　平成１９年5月１１日

旅　費　規　定

第１条　本会の活動に伴う旅費規定を次のとおり定める。

１　県費旅費を支給されない会議等への出席の場合は、住所または勤務校からの実費を支払う。

２　宿泊の必要あるときは宿泊費を支払う。

３　本会の諸活動に従事したときは、食事代を支払う。

《　参　考　》　　年間納入金一覧

１．　負担金（会員一人当たり）

全国教頭会費	４，６００円
東海北陸地区教頭会費	１，０００円
県教頭会費	１８，９００円
県慶弔費	５００円
合　　計	２５，０００円

２．年度新会員（上記以外に）

全国教頭会運営基金寄付	６，０００円

慶　弔　規　定

第１条　三重県公立小中学校教頭会の会員に慶弔慰あるときは、この規定による。

第２条　各理事は、本規定の該当者があるときは会長に報告し、その報告をもとに、会長は次の条の規定により処理し、理事会に報告する。

第３条　会員の慶弔は次の基準による。

⑴　会員死亡の場合

会葬し、弔慰金５０，０００円と供花供物(相当額)を送る。

⑵　会員退職の場合

感謝状と記念品を贈る。

⑶　会員傷病の場合

傷病による欠勤が連続１ヶ月以上、または休職に及ぶとき、見舞金１０，０００円を贈る。

(4) 会員の勤務校が大きな災害を受けた場合

会員に、見舞金１０，０００円を贈る。

(5) その他、(1)～(4)以外で必要と認められる慶弔慰については、会長において処理し、理事会に報告する。

第４条　この経費は特別会計とし、必要に応じ会員より拠出する。

第５条　この経費の一部を支援金の財源として拠出する。拠出する金額については、本部役員会、理事会で決定し、定期総会で承認を得る。

第６条　この規定の改正は、理事会で審議し、総会で決定する。

第７条　この規定の会計は、毎年度末に監査委員の監査を受けて、総会の承認を得る。

第８条　この規定は、昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正　　昭和 52 年 4 月　1 日

一部改正　　昭和 55 年 5 月　6 日

一部改正　　昭和 62 年 5 月　8 日

一部改正　　平成　元年 5 月 12 日

一部改正　　平成 19 年 5 月 11 日

一部改正　　平成 24 年 5 月 11 日

三重県公立小中学校教頭会本部役員選出内規

１．この内規は、三重県公立小中学校教頭会本部役員選出にかかる内規である。

２．本部役員並びに会計監査委員の選出は、県教頭会役員選考委員が中心になりこれを行う。

３.本部役員並びに会計監査委員の選出のための選考委員は、ブロックから１名と本部役員から２名(会長・総務部担当者)により構成する。

４．選考委員の中から委員長・副委員長各１名を互選する。

５．本部役員と定員は次による。

会　長	１　名
副会長	３　名
書　記	２　名
会　計	２　名

６．本部役員選考のためのブロック並びに候補者数は次のように取り決める。

北勢ブロック	２　名
津　ブロック	２　名
松阪ブロック	１　名
南志ブロック	１　名
伊賀ブロック	１　名
紀北紀南ブロック	１　名

７．本部役員の役職は、立候補者の互選により決定する。

８．役職については人物を第１とし、地域ブロックに拘束されず選考する。

９．会計監査委員は、ブロック持ちまわりとする。

２８年	２９年	３０年	３１年	３２年	３３年
伊　賀	津	伊　賀	津	伊　賀	津
紀北紀南	松　阪	紀北紀南	松　阪	紀北紀南	松　阪
北　勢	南　志	北　勢	南　志	北　勢	南　志

事　務　局　規　程

第１条　本会会則第１８条による事務局規程を、次のように定める。

第２条　事務局に事務局長及び事務局員を置く。

(1)事務局長及び事務局員は、役員会の承認を得て会長が会を代表して雇用契約をする。

第３条　事務局長及び事務局員の雇用については、次にあげる書類と面接の結果を役員会にはかって行う。

(1)履歴書　(2)身元保証書　(3)契約書　(4)健康診断書

第４条　事務局長及び事務局員の雇用は、６５歳までとする。

第５条　事務局長及び事務局員の職務は、役員会の方針を受けて会計その他の任務及び事務を分担する。

第６条　事務局に、次の書類を備える。

(1)事務局規定・細則　(2)会務記録　(3)会計関係書類　(4)出勤簿・休暇簿　(5)給与支払簿

第７条　事務局長及び事務局員の勤務・給与については、細則をもって定める。

付　則　この規定は、平成１４年４月１日から施行する

一部改正　　平成２８年５月６日

事務局長、事務局員の服務に関する規程

第１条　この規程は、事務局長及び事務局員の服務について必要な事項を定める。

第２条　事務局長及び事務局員は、職責を自覚本会の会則、規程、細則を尊守し、服務を遂行する。

第３条　事務局長及び事務局員は、次の各号の規程を守り服務に専念する。

(1) 本会に損害を与える不正行為をしてはならない。

(2) 職務上知り得た内容を他に漏らしてはいけない。

第４条　事務局長及び事務局員が次の各号のいずれかに該当したときは、その意に反して職を免ずることができる。

(1) 前条の各号にふれたとき。

(2) 勤務成績が良くないとき。

(3) 休職期間が満了して復職できないとき。

(4) 刑事事件で起訴されたとき。

(5) 会の名誉を著しく損なう行為のあったとき。

(6) 雇用契約の更新がなされなかったとき。

(7) 事務局閉鎖、その他雇用の必要がなくなったとき。

付　則　この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

一部改正　平成２８年５月６日